

# 最低制限価格について

これまで下水道工事に係る入札及び契約事務は、津市総務部調達契約課で行っていましたが、令和2年4月6日以降の公告分から、津市上下水道管理局上下水道管理課（以下「上下水道管理課」という。）で行います。

上下水道管理課が公告する工事、測量・コンサルタント等の最低制限価格の設定については、以下の算式によるものを基本としますが、土木一式（配水管工事）、舗装工事、土木設計コンサルタント等のこれまでの落札状況を鑑み、必要と認められる場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整できるものとします。

その増減調整方法については、下水道工事であるか、水道工事であるか等にかかわらず、すべてこれまでの下水道工事の増減調整方法になります。

なお、その調整の内容については、適正な競争を阻害するおそれがあることから非公表とします。

また、予定価格の事後公表試行案件については、増減調整をしないものとします。

## ● 工事

配水管工事・土木工事等	
土木一式（配水管工事）	直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等×55%
土木一式	
舗装	
造園	
とび・土工・コンクリート （解体除く）	
管	
その他の土木工事積算大系により算出された土木工事等	
水管橋製作・架設工	

直接製作費×97%+間接労務費×90%+(工場管理費+設計技術費)×90%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+(現場管理費+据付間接費)×90%+一般管理費等×55%

### 機械・電気設備工事等

機械器具設置	$\text{機器費} \times 85\% + \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$ <p>※共通仮設費=共通仮設费率分+共通仮設費の積上分</p>
鋼構造物	
電気	
その他の機械・電気設備積算大系により算出された機械工事等	

### 建築工事等

建築一式	$(\text{直接工事費} \times 90\%) \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 10\%) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$
電気	
とび・土工・コンクリート(解体)	
管	
その他の建築工事積算大系により算出された建築工事等	

- ① スクラップ評価額が計上されている場合は、上記算式により算出された合計額からスクラップ評価額を控除して算出するものとします。
- ② 上記算式等により予定価格(税抜き)の80%に満たない場合は80%とし、90%を超える場合は90%といたします。
- ③ 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。

### ● 測量・コンサルタント等

測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×50%
建築設計	直接人件費+特別経費+技術料等経費+諸経費×50%
土木設計(用地調査業務、工損調査業務を含む。)	直接原価+その他原価×90%+一般管理費等×48%

地質調査	直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×80% ＋諸経費×45%
------	--

- ① 上記算式等により予定価格（税抜き）の70%に満たない場合は70%とし、90%を超える場合は90%といたします。
  - ② 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。
- \* 測量と土木設計の合冊など複合業務の場合は、業務ごとに上記算式等により積算した合計とします。